高等専門学校機関別認証評価実施大綱 新旧対照表

頁	新	ΙΉ	備考		
i	はじめに	はじめに			
	本大綱は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以	 本大綱は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以	字句の修正を行っ		
	下「機構」という。)が実施する、高等専門学校の教育研究	下「機構」という。)が実施する、高等専門学校の教育研究			
	活動等の総合的な状況に関する評価(以下「高等専門学校機	活動等の総合的な状況に関する評価(以下「高等専門学校機	7-0		
	関別認証評価」という。)について、その基本的方針、及び	関別認証評価」という。)について、その基本的方針、及び			
	評価の実施に関する内容等を示したものです。	評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。			
	計画の天旭に関する <u>P1台寺</u> をかしたものです。	計画の天旭に関する <u>本本的な自分等</u> をかしたものです。			
	京 広 市田 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		++		
	高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教	国・公・私立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校			
	育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年	は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織	た。		
	以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機	運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、			
	関)の実施する評価を受けることが義務付けられています。	文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施す			
	(学校教育法第 109 条第 2 項、第 123 条及び学校教育法施行	る評価を受けることが義務付けられています。(学校教育法			
	令第 40 条)	第 109 条第 2 項、第 123 条及び学校教育法施行令第 40 条)			
	機構においては、 <u>高等専門学校</u> に対して学校教育法に定め	機構においては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機	字句の修正を行い、		
	られた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教	構法第 16 条第 1 項の業務規定に基づき、国・公・私立高等	わかりやすい文章に		
	育研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人	<u>専門学校</u> に対して学校教育法に定められた評価を受ける機	修正した。		
	大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第1項の規定に基づ	会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の向上に資			
	き、高等専門学校機関別認証評価を実施します。	することを目的として、高等専門学校機関別認証評価を実施			
		します。			
	評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「高等	評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「高等			
	専門学校評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、	専門学校評価基準」の規定に基づいて実施します。この他に、			
	評価の詳細な手順等については、各高等専門学校が行う自己	評価の詳細な手順等については、各高等専門学校が行う自己			

頁	新	旧	備考
	評価に当たっての実施要項(「自己評価実施要項」)や機構の	評価に当たっての実施要項(「自己評価実施要項」)や機構の	
	評価担当者が評価に当たって用いる手引書(「評価実施手引	評価担当者が評価に当たって用いる手引書(「評価実施手引	
	書」)等を <u>作成します</u> 。	書」)等を <u>作成することとしています</u> 。	字句の修正を行っ
			た。
	機構の実施する本評価は高等専門学校の教育研究水準の	機構の実施する評価は「大学等の教育研究水準の維持及び	字句の修正を行い、
	維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資	<u>向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」</u> た	わかりやすい文章に
	<u>する</u> ために行うものです。機構は、本評価の実施に当たって	めに行うものです。本評価の実施に当たってはこの目的に十	修正した。
	<u>は</u> この目的に十分に配慮し、これまでの評価の経験の蓄積を	分に配慮し、これまでの評価の経験の蓄積を活かすととも	
	活かすとともに、評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえ	に、評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえた上で、 <u>常</u>	
	た上で、より良い <u>評価システムを追求し</u> 、開放的で進化する	<u>に、</u> より良い <u>高等専門学校評価のシステムを求め</u> 、開放的で	
	高等専門学校機関別認証評価となるよう努めます。	進化する <u>高等専門学校評価</u> となるよう <u>努めてまいります</u> 。	
	なお、高等専門学校評価基準とは別に、選択的評価事項と	なお、高等専門学校評価基準とは別に、機構が独自に行う	字句の修正を行い、
	して「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を定	第三者評価として、選択的評価事項を定め、高等専門学校の	わかりやすい文章に
	<u>め</u> 、高等専門学校の希望に応じて <u>高等専門学校の多様な活動</u>	希望に応じて <u>評価を</u> 実施します。	修正にした。
	<u>状況の評価も</u> 実施します。		
ii	目 次	目 次	
	はじめに・・・・・・・・・・・・・ i	 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・ i	
	I 評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	I 評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	I 評価の基本的な方針・・・・・・・・・・ 1		
	□ 高等専門学校評価基準の内容・・・・・・・・ 2	Ⅲ 評価の実施体制・・・・・・・・・・・・・・ 2	本文に併せて修正し
	<u> </u>	<u>□ </u>	た。
	V 評価の実施方法・・・・・・・・・・ 3	V 評価の実施方法・・・・・・・・・・・ 3	700
	VI 追評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	VI 評価のスケジュール・・・・・・・・ 5	
	<u>** </u>	<u>Manage </u>	
	 	<u> </u>	

頁	新		旧	備考
	区 評価の費用・・・・・・・・・・・・・・ 6	IX	<u>評価費用</u> ・・・・・・・・・・・・ 6	
	X 高等専門学校評価基準等の変更手続き・・・・・・ 6	Х	評価の時期・・・・・・・・・・・・・ 7	
	<u> </u>	ΧI	<u>追評価</u> ・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	(削除)	$\underline{\mathbb{X}\mathbb{I}}$	高等専門学校評価基準等の変更手続き・・・・・・ 7	
	(削除)	XII	その他・・・・・・・・・・・・・・ 8	
1	I 評価の目的	Ι	評価の目的	
	<u>高等専門学校からの求めに応じて機構が実施する</u> 高		機構が、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じ	字句の修正を行い、
	等専門学校機関別認証評価は、以下のことを目的として		て実施する高等専門学校機関別認証評価は、我が国の高	わかりやすい文章に
	<u>います</u> 。		等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとと	修正した。
			<u>もに、その個性的で多様な発展に資するよう、</u> 以下のこ	
			とを目的として実施します。	
	① 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定め		① 高等専門学校機関別認証評価に関して、機構が定め	字句の修正を行っ
	る高等専門学校評価基準(以下「高等専門学校評価基		る高等専門学校評価基準(以下「高等専門学校評価基	た。
	準」という。)に基づいて、高等専門学校を定期的に		準」という。)に基づいて、高等専門学校を定期的に	
	評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等		評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等	
	の質を保証すること。		の質を保証すること。	高等専門学校の自己
	② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行		(新設)	評価に基づく第三者
	うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関す			評価を行うこと、高
	<u>る内部質保証システムの確立・充実を図ること。</u>			等専門学校の教育研
	③ 評価結果を <u>高等専門学校</u> にフィードバックするこ		② 評価結果を <u>各高等専門学校</u> にフィードバックする	究活動等に関する内
	とにより、 <u>高等専門学校</u> の教育研究活動等の <u>改善・向</u>		ことにより、 <u>各高等専門学校</u> の教育研究活動等の <u>改善</u>	部質保証システムの
	<u>上</u> に役立てること。		に役立てること。	確立・充実を図るこ
	④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示		③ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかに	とを追加した。
	<u>すことにより、高等専門学校が教育機関として果たし</u>		し、それを社会に示すことにより、公共的な機関とし	字句の修正を行い、
	ている公共的役割について、広く国民の理解と支持が		て高等専門学校が設置・運営されていることについ	わかりやすい文章に
	得られるよう支援・促進していくこと。		<u>て</u> 、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進	修正した。

頁	新		旧	備考
			していくこと。	
1	Ⅱ 評価の基本的な方針	П	評価の基本的な方針	
	評価の目的を踏まえ、 <u>我が国の高等専門学校における</u> 教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、個性的で 多様な発展に資するよう、以下のような基本的な方針に 基づいて評価を実施します。		上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。	字句の修正を行った。
	(1) 高等専門学校評価基準に基づく評価 この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各 高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況につ いて、基準を満たしているかどうかの判断を <u>中心と</u> して実施します。		(1) 高等専門学校評価基準に基づく評価 この評価は、高等専門学校評価基準に基づき、各 高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況につ いて、基準を満たしているかどうかの判断を <u>中心と</u> した評価を実施します。	字句の修正を行った。
	(2) 教育活動を中心とした評価 この評価は、 <u>教育活動を中心とした教育研究活動</u> 等の総合的な状況について実施します。		(2) 教育活動を中心とした評価 この評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が 利用し得るものであることや、評価の国際的動向等 を勘案し、教育活動を中心として高等専門学校の教 育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。	
	(3) 個性の伸長に資する評価 評価の実施に当たっては、高等専門学校の個性や 特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関 して各高等専門学校の目的を踏まえた評価を行いま す。このため、 <u>基準の設定においては</u> 、各高等専門 学校の目的を踏まえた評価が <u>行えるように配慮して</u> います。		(3) 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価 この評価は、高等専門学校評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行える	

頁	新	旧	備考
		ような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、 高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上 での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含 めた、達成しようとしている基本的な成果等をいい ます。	
	(4) 自己評価に基づく評価	(4) 自己評価に基づく評価	字句の修正を行い、
	<u>この評価は</u> 、高等専門学校が行う自己評価の結果 (根拠として提出された資料・データ等を含む。)を分	評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向 けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進する	わかりやすい文章に 修正した。
	析した上で実施します。このため、機構では、高等専	ためのものです。このため、透明性と公平性を確保	修正した。
	門学校の自己評価担当者に対し、高等専門学校機関別	しつつ、実効あるものとして実現していくためには、	
	認証評価の仕組み、評価方法や自己評価書の作成方法	機構の示す高等専門学校評価基準及び別に定める自	
	等について十分な説明を行うとともに、研修の機会を	己評価実施要項に基づき、高等専門学校が自ら評価	
	<u>設けます</u> 。	<u>を行うことが重要です。</u>	
		評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果(高等	
		専門学校の自己評価において根拠として提出された	
		資料・データ等を含む。)を <u>分析し、その結果を踏ま</u>	
		<u>えて実施します。</u> なお、機構では、機構の評価を希望する高等専門	
		学校の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関	
		別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法	
		などについて説明を行うなど、評価に対する理解が	
		より深まるよう十分な研修を実施します。	
	(5) ピア・レビューを中心とした評価	(5) ピア・レビューを中心とした評価	字句の修正を行っ
	高等専門学校の教育研究活動等を適切・公正に評	高等専門学校の教育研究活動等を適切に評価する	子句の修正を行った。
	価するため、高等専門学校の教員等、高等専門学校	ため、高等専門学校の教員及びそれ以外の者であっ	/_0

頁	新		IΒ	備考
	の教育研究活動に関し <u>高い識見</u> を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。		て高等専門学校の教育研究活動に関し <u>識見</u> を有する 者によるピア・レビューを中心とした評価を実施し ます。	
	(6) 透明性の高い開かれた評価 評価に当たっては、透明性を確保するため、意見 の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く 社会に公表します。また、評価担当者や評価を受け た高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価シ ステムの改善を図ります。		(6) 透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに、 <u>評価結果</u> <u>を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。</u> また、 <u>開放的で進化する評価を目指し、評価の経験</u> や評価を受けた高等専門学校等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。	
	(7) 質保証の国際的動向を踏まえた評価 この評価では、高等教育の質保証の国際的動向を踏 まえ、高等専門学校における教育の内部質保証システ ム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を 行います。	(新	f設)	質保証の国際的動向 を踏まえた評価を行 うことを追加した。
2	<u></u> 高等専門学校評価基準の内容		<u>評価の実施体制</u> (IVへ移動) 高等専門学校評価基準の内容 (IVから移動)	項目の修正に伴い、 項目番号を繰り上げ た。
	(1) 高等専門学校評価基準は、 <u>教育活動を中心とした</u> 教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、 複数の基準で構成しています。		(1) 高等専門学校評価基準は、 <u>教育活動を中心として</u> 高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を 評価するために、 <u>11の基準で構成されています</u> 。	字句の修正を行った。

頁	新	旧	備考
	(2) 基準は、学校教育法、高等専門学校設置基準の関	(2) 11 の基準は、高等専門学校の教育研究活動等の	字句の修正を行っ
	係法令への適合性を含めて、高等専門学校が満たす	総合的な状況を考慮し、機構が高等専門学校として	た。
	べき要件を規定しています。	満たすことが必要と考える内容が規定されており、	
		全ての高等専門学校を対象としています。	
	(の) 数本理物に動物の単細されたようとはら 甘海ざ	(の) 甘海の夕ノは、中南もいノ (よ)アハルマ甲ウトマ	## × 1) = [== /# o
	(3) 教育研究活動等の状況を分析するために、基準ご	(3) 基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定して	
	とに「評価の視点」を設け、その下にそれに関連した。「知点」な訊はています。	います。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育	
	た「観点」を設けています。	活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を	
		設けています。	に修正した。
		なお、高等専門学校の目的に照らして、独自の観	
		点を設定する必要があると考える場合には、これを	
		設定することができます。	<u> </u>
	(4) 数本理党活動体の事業と処体的に行る仏如り、(中	(☆C∋L\	重点的に認証評価を
	(4) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内) 対象が保証された。	(新設)	行うことが制度化さ
	部質保証システム)を「重点評価項目」として位置		れた教育研究活動等
	付けて評価します。		の改善を継続的に行
	(こ) 京英東明学校証価甘維しは別に、京英東明学校の	(4) 京原東明光松証年甘淮 いき用みて側去みで 京原東	う仕組み(内部質保
	(5) 高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の	(4) 高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専	
	多様な活動状況を評価するため、選択的評価事項と	門学校の活動を評価するため、希望する高等専門学校などはない。	
	して「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状	校を対象とする選択的評価事項として「研究活動の	「正規課程の学生以
	況」を設けて、これらの事項の評価を希望する高等 東明学校とおりて記憶を実性しません。(「VI) 2849	状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サー	
	専門学校に対して評価を実施します。(「XI 選択	<u>ビスの状況」を設けています</u> 。(<u>「XⅢ その他」</u>	ビスの状況」を「地
	<u>的評価事項」</u> 参照)	参照)	域貢献活動等の状
			況」に修正した。
3	Ⅳ 評価の実施体制	Ⅳ 高等専門学校評価基準の内容	項目の修正に伴い、
		(Ⅲ~移動)	項目番号を繰り上げ
		<u> Ⅲ 評価の実施体制</u>	た。

頁	新	H	備考
只	ক/		1
		(Ⅲから移動)	
	(1) 評価の実施体制	(1) 評価の実施体制	字句の修正を行い、
	<u>評価の実施に当たっては</u> 、国・公・私立高等専門学	<u>評価を実施するに当たっては</u> 、国・公・私立高等専	わかりやすい文章に
	校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者か	門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識	修正した。
	らなる高等専門学校機関別認証評価委員会(以下「評	者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会(以下	
	価委員会」という。)を設置し、その下に、 <u>対象高等</u>	「評価委員会」という。)を設置し、その下に、 <u>具体</u>	
	専門学校の状況に係る分析を行うため評価部会を編	的な評価を実施するため、対象高等専門学校の状況に	
	成します。	<u>応じた</u> 評価部会を編成します。	
	評価に携わる評価担当者としては、評価委員会委員	評価部会には、各高等専門学校の教育分野やその状	
	とともに、専門委員(対象高等専門学校の学科等の状	況が多様であることなどを勘案し、対象高等専門学校	
	況に応じた各分野の専門家及び有識者から選任され	の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者	
	た者)も加わります。専門委員は、国・公・私立高等	を評価担当者として配置します。ただし、対象高等専	
	専門学校、学協会及び企業・団体等から広く推薦を求	門学校に関係する評価担当者は、当該評価部会には配	
	めることとします。	置しません。	
		評価担当者は、国・公・私立高等専門学校、学協会	
		及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その	
		中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。	
	(2) 評価担当者に対する研修	(2) 評価担当者に対する研修	字句の修正を行い、
	評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に	機構が実施する評価をより実効性の高いものとす	わかりやすい文章に
	評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、	るためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎	 修正した。
	内容及び評価方法等について理解を深めるための研	とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。	
	修を実施します。	このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切か	
		つ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校評	
		価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施	
		します。	

頁	新	旧	備考
		機構においては、このように十分な研修を受けた評 価担当者が評価を実施します	
	(3) 利益相反への適正な対応 評価委員会委員及び評価担当者は、自己の関係する 高等専門学校に関わる機構における認証評価業務や 審議には加わらないこととします。	(新設)	利益相反への適正な対応を追加した。
3	<u>V</u> 評価の実施方法	<u>V</u> 評価の実施方法	
	(1) 評価プロセスの概要 <u>評価は</u> 以下のようなプロセスにより実施します。	(1) 評価プロセスの概要 <u>評価は、概ね</u> 以下のようなプロセスにより実施し ます。	字句の修正を行った。
	① 高等専門学校における自己評価 各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施 要項」に <u>従って</u> 自己評価を実施し、自己評価書を 作成します。	① 高等専門学校における自己評価各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に<u>従って、</u>自己評価を実施し、自己評価書を作成します。	
	自己評価においては、Ⅲ(3)に示した「観点」 ごとに、既存の資料・データ等(認証評価以外の 第三者評価等に用いた資料やその結果を利用でき ます。)を活用しつつ、自己点検・評価の項目を	自己評価は、11 の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、高等専門学校全体として、また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに高等専門学校の教育活動等の状況を分析し、記述します。	他の評価における教育研究に関する評価 資料、結果を活用できることを追加し
	それぞれ確認することにより、教育研究活動等の 状況を分析して評価を行います。 また、基準の内容を踏まえて「評価の視点」ご とに、「特記事項」欄を設けて、「観点」のみで は自己評価できない活動や取組における個性や特	各高等専門学校には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。 なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を設	

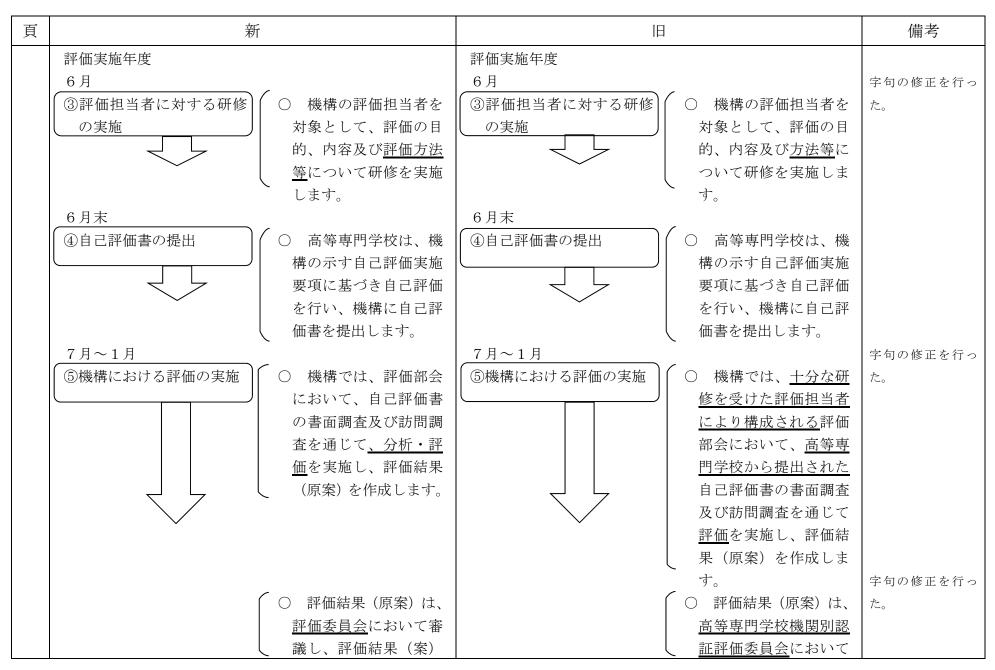
頁	新	IΒ	備考
	<u>色について、自己評価の結果を記述できるように</u>	定する必要があると考える場合には、これを設定	る個性や特色に基づ
	しています。	した上で、その観点についての状況を分析し、記	いた自己評価を記述
	さらに、基準ごとに、観点の分析・評価の結果	述することができます。	できるよう「特記事
	で優れていると自ら判断する点や改善が必要であ	また、各高等専門学校の優れた点、改善を要す	項」欄を設けること
	ると自ら判断する点を記述します。	る点などを評価し、記述します。	を追加した。
	② 機構における評価	② 機構における評価	
		(2) から移動	
	(i) <u>提出された自己評価書を踏まえ、IV(1)</u>	<u>(2)</u> <u>評価方法</u>	項目の修正に伴い、
	の評価部会において、分析を行うに当たり、	評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査に	対応する項目番号に
	「評価実施手引書」に基づき、書面調査及び	より実施します。書面調査は、別に定める「評価実	修正した。
	訪問調査を実施し、評価を行います。	施手引書」に基づき、各高等専門学校が作成する自	字句の修正を行い、
	書面調査は、自己評価書(根拠として提出	己評価書(高等専門学校の自己評価において根拠と	わかりやすい文章に
	された資料・データ等を含む。)及び機構が独	して提出された資料・データ等を含む。)、及び機構	修正した。
	自に調査・収集する資料・データ等を踏まえ	が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行	
	て実施します。	<u>います。</u> 訪問調査は、 <u>別に定める</u> 「訪問調査実施要	
	訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づ	項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項	
	き、書面調査では確認できなかった事項等を	等を中心に調査を実施します。	
	中心に調査を実施します。	これらの調査、分析結果を基に、各評価部会が評	
		価結果(原案)を作成します。評価結果(原案)は、	
		評価委員会において審議し、評価結果(案)として	
		取りまとめられます。	
	(ii) <u>評価委員会が評価を行うに当たっては、基</u>	<u>(i)</u> 11 の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、	項目の修正に伴い、
	準ごとに、その基準におけるすべての「観点」	高等専門学校全体としてその基準を満たして	対応する項目番号に
	及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案	いるかどうかの判断を行い、理由を明らかに	修正した。
	<u>した上で、基準を満たしているかどうかの判</u>	します。また、必要に応じて学科・専攻科等	字句の修正を行い、
	<u>断を行います。</u>	ごとに分析、整理します。	わかりやすい文章に

頁	新	旧	備考
		なお、基準の多くが、いくつかの内容に分	修正した。
		けて規定されており、これらを踏まえ基本的	
		な観点が設定されていますが、基準を満たし	
		ているかどうかの判断は、その個々の内容ご	
		とに行うのではなく、「基本的な観点」及び	
		高等専門学校が独自に設定した観点の分析の	
		状況を含めて総合した上で、基準ごとに行い	
		<u>ます。</u>	
	(iii) 基準を満たしているもののうち、その取組	<u>(ii)</u> 基準を満たしている場合であってもさらに	項目の修正に伴い、
	が優れていると判断される場合には、「優れ	改善の必要が認められる場合や、基準を満た	対応する項目番号に
	た点」として、基準を満たしている場合であ	しているもののうち、その取組が優れている	修正した。
	<u>ってもさらに改善の必要が認められる場合に</u>	と判断される場合には、その旨の指摘を行い	字句の修正を行っ
	は、「改善を要する点」として、その旨を指	<u>ます。</u>	た。
	摘します。_		
	(iv) <u>基準ごとの判断に基づき、高等専門学校評</u>	<u>(iii)</u> 高等専門学校全体として、11 の基準の全て	項目の修正に伴い、
	価基準を満たしているか満たしていないかを	を満たしている場合に、機関としての高等専	対応する項目番号を
	<u>評価委員会において判断し、その評価結果を</u>	門学校が機構の高等専門学校評価基準を満た	追加した。
	確定、公表します。なお、高等専門学校評価	していると認め、その旨を公表します。	字句の修正を行っ
	基準を満たしていないと判断する場合はその	また、一つでも満たしていない基準があれ	た。
	理由も明示します。	ば、高等専門学校全体として高等専門学校評	
		<u>価基準を満たしていないものとして、その旨</u>	
		を公表します。	
		(3) から移動	
	(v) <u>(iv)の</u> 評価結果を確定する前に、評価結	(3) 意見の申立てと評価結果の確定	項目の修正に伴い、
	果(案)を対象高等専門学校に通知し、その	評価結果は、高等専門学校における教育研究活動	対応する項目番号を
	内容等に対する意見の申立ての <u>機会を設けま</u>	等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表	追加した。
	<u>す。この意見の申立ての状況に応じて、評価</u>	されるものであることから、評価プロセスにおいて	字句の修正を行い、

頁	新	IΞ	備考
	委員会や評価部会とは別の構成員による審査	透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保す	わかりやすい文章に
	会を設けて審議を行います。この場合には、	る必要があります。	修正した。
	当該審査会の審議結果を尊重して(iv)の評	このため、評価結果を確定する前に、評価結果(案)	
	価結果の確定を行います。	を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する	
		意見の申立ての機会を設け、再度審議を行います。	
		基準を満たしていないとの判断に対する意見の申	
		立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を	
		設け、審議を行います。	
		これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価	
		委員会において評価結果を確定します。	
			項目を追加し、重点
	<u>(vi)</u> <u>Ⅲ(4)の「重点評価項目」については、</u>	(新設)	的に認証評価を行う
	評価結果を段階別に示すこととします。その		ことが制度化された
	判断の基準及び評価方法については別に定め		教育研究活動等の改
	<u>るところによります。</u>		善を継続的に行う仕
			組み(内部質保証)
	③ 高等専門学校による改善状況の報告	(新設)	に関して、評価結果
	高等専門学校は、評価結果の確定後、当該結果		を段階別に示すこと
	において「改善を要する点」として指摘された事		を追加した。
	項のうち評価委員会が指定する事項について、次		項目を追加し、評価
	の評価を受けるまでの間、その対応状況を、機構		結果において改善が
	に提出できることとします。機構は、提出された		必要とされる事項に
	対応状況が十分であることを確認した上で、評価		ついて、当該高等専
	結果にその旨を追記して公表します。		門学校の希望によ
			り、対応状況の確認
			を機構が行うことを
			追加した。

頁	新	旧	備考
	(削除)	(2) 評価方法	項目の修正に伴い、
		(1)(i)へ移動	対応する項目番号を
			削除した。
	(削除)	(3) 意見の申立てと評価結果の確定	項目の修正に伴い、
		(1) (v)へ移動	対応する項目番号を
			削除した。
4	<u>VI</u> <u>追評価</u>	<u>VI</u> <u>評価のスケジュール</u>	項目の修正に伴い、
		(Ⅶ へ 移動)	項目番号を繰り上げ
		<u>XI</u> <u>追評価</u>	た。
		(XIから移動)	
			字句の修正を行っ
	高等専門学校評価基準を満たしていないと判断され	高等専門学校評価基準を満たしていないと判断され	た。
	た高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までに、満	た高等専門学校は、評価実施年度の翌々年度までであれ	
	たしていないと判断された基準に限定して追評価を受	<u>ば、別に定める手続きに従って、</u> 満たしていないと判断	
	けることができます。	された基準に限定して追評価を受けることができます。	
	<u>追評価</u> において当該基準を満たしているものと判断	<u>この評価</u> において当該基準を満たしているものと判	
	された場合には、先に実施した評価と併せて、高等専門	断された場合には、 <u>先の評価と併せて</u> 、 <u>高等専門学校全</u>	
	学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を追評	<u>体として</u> 高等専門学校評価基準を満たしているものと	
	価結果として公表します。	認め、 <u>その旨公表します。</u>	
5	Ⅷ 評価のスケジュール	Ⅷ 評価結果の公表	項目を修正に伴い、
		(Ⅷへ移動)	「評価のスケジュー
		<u>X</u> <u>評価の時期</u>	ル」と「評価の時期」
		(Xから移動)	を統合した。
	(1) 評価は、毎年度1回実施します。	(1) 評価は、毎年度1回実施します。	

頁	新	旧	備考
	(2) 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、機構に申請することが必要です。機構は、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門学校の評価を実施します。	(2) 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。 <u>また、</u> 機構は、高等専門学校から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該高等専門	字句の修正を行った。
	(3) 機構において、認証評価(「VI 追評価」は除く。) を受けた高等専門学校が、次回の評価を受ける場合 には、法令の規定に則り、評価実施年度の翌年度以 降7年以内(申請は6年以内)に受けるものとしま す。	学校の評価を実施します。 (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価 実施年度から5年目以降の年度から申請すること とします。(高等専門学校評価基準を満たしていな いと判断された高等専門学校については、この限り ではありません。)	評価の申請時期を見 直し、法令に則りい つでも申請できるこ とに修正した。
	(4) 評価のスケジュール 評価実施の前年度 8月 ①高等専門学校機関別認証 評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施 ②評価の申請及び受付 ②評価の申請及び受付 ○ 高等専門学校 機関別 認証評価の仕組み、評価方法等の説明や自己 評価書の作成方法等についての研修を実施します。 ② 評価の申請及び受付 ○ 高等専門学校から評価の申請を受け付けます。	VI 評価のスケジュール (VIから移動、VIIに統合) 評価実施の前年度 8月下旬	項目の修正に伴い、対応する項目番号を追加した。字句の修正を行った。



頁	新	旧	備考
	として取りまとめられ ます。 1月末	審議し、評価結果(案) として取りまとめられ ます。 1月末	
	○ 機構は、評価結果を確定する前に評価結果 (案)を対象高等専門学校に通知します。	○ 機構は、評価結果を 確定する前に評価結果 (案)を対象高等専門学 校に通知します。	
	2月 ⑦意見の申立ての手続	2月 ⑦意見の申立ての手続 ○ 対象高等専門学校 は、機構から通知され た評価結果(案)に対 して意見がある場合、 申立てを行います。	
	3月 ⑧評価結果の確定及び公表 ○ 機構は、評価結果 (案)に対する意見の申 立てに対する審議を経 て、 <u>評価委員会</u> におい て評価結果を確定しま す。	3月 ⑧評価結果の確定及び公表 ○ 機構は、評価結果 (案)に対する意見の申 立てに対する審議を経 て、 <u>高等専門学校機関</u> 別認証評価委員会にお いて評価結果を確定し	字句の修正を行った。
	○ 確定した評価結果は、評価報告書により、広く社会に公表します。また、対象高等専門学校及びその設置者に通知し	ます。 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象高等専門学校及びその設置者へ提供するととも 	字句の修正を行った。

頁	新	旧	備考
	<u>ます。</u>	に、広く社会に公表し	
		<u>ます。</u>	評価のスケジュール
	評価実施年度の翌年度以降	(新設)	に改善状況の報告を
	6月末		追加した。
	【②改善状況の報告		
	<u>は、「改善を要する点」</u>		
	<u>として指摘された事項</u>		
	<u>のうち評価委員会が指</u>		
	定する事項について、		
	対応状況を、機構に提		
	出することができるこ 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		
<i>C</i>	<u>ととします。</u> 加一部体性関係の公主	で 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	
6	<u></u> 評価結果等の公表	<u> </u>	項目の修正に伴い、
		(W Iから移動)	項目番号を繰り下げ
	(1) 評価結果は、評価報告書により公表します。	 (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。	た。 「評価結果の公表」
	(1) 計画和末は、計画報口音により公衣しより。	(1) 計画和末は、計画報日音により公及しより。	と「情報公開」を統
	(2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、	 (2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、	合し、内容の整理を
	印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.niad.	対象高等専門学校及びその設置者に提供します。ま	行った。
	ac. jp/)への掲載等により、広く社会に公表します。	た、印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.	字句の修正を行っ
	また、対象高等専門学校及びその設置者に通知しま	niad. ac. jp/) への掲載等により、広く社会に公表し	た。
	す。さらに、評価結果を国際的に発信するために概	ます。	
	要を英文で公表します。		
	(3) 評価結果の公表の際には、評価報告書とともに高	(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保す	字句の修正を行っ
	等専門学校から提出された自己評価書(根拠として	<u>るため、高等専門学校</u> から提出された自己評価書	た。
	別添で提出された資料・データ等を除く。) を機構	(<u>高等専門学校の自己評価において根拠として別</u>	

頁	新	IΒ	備考
	のウェブサイトに掲載します。	添で提出された資料・データ等を除く。 ウェブサイトに掲載します。	
		<u>™</u> 情報公開 (Ⅷに統合)	項目の修正に伴い、 対応する番号を追加 した。
	(4) 機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第 169 条第1項に規定する事項を公表するとともに、評価に関して保有するその他の情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により公表します。	(1) 機構は、社会と高等専門学校の双方に開かれた組織であるとともに、高等専門学校評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第 169 条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。	字句の修正を行った。
	(削除)	(2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独立行政法人等情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。 ただし、高等専門学校から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該高等専門学	内容の整理に伴い、 削除した。

頁	新		旧	備考
			校と協議します。	
6	区 評価の費用	<u>IX</u>	評価費用	
	評価手数料、「追評価」に係る評価手数料、評価手数 料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項について は、別に定めるところによります。		評価手数料、「追評価」に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、別に定めるところによります。	
6		XI	評価の時期 (VIIへ移動) 高等専門学校評価基準等の変更手続き (XIIから移動)	項目の修正に伴い、 項目番号を繰り上げ た。
	機構は、高等教育に関する制度及び関連する状況の変化を調査し、高等専門学校評価基準等に改善の必要があると認めた時には、評価を受けた高等専門学校からの意見聴取、評価担当者からの意見聴取の結果を踏まえつつ、評価委員会に諮って基準等を変更することとします。		機構は、評価を受けた高等専門学校や、評価を行った 評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等 の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に 努めます。高等専門学校評価基準や評価方法その他評価 に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対 し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性 を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。	字句の修正を行った。
6			追評価 (VIへ移動) その他 (XⅢから移動) 機構は、本大綱及び高等専門学校評価基準に基づいて	項目の修正に伴い、項目番号を繰り上げた。

頁	新		旧	備考
	高等専門学校機関別認証評価を実施しますが、その際		高等専門学校機関別認証評価を実施しますが、 <u>高等専門</u>	わかりやすい文章に
	に、教育活動と関連する側面からでは十分に把握するこ		学校評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価と	修正した。
	とが難しい多様な活動状況を評価するため、「研究活動		して、選択的評価事項を定め、高等専門学校の希望に応	「正規課程の学生以
	の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を選択的評価事		じて高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専	外に対する教育サー
	項として設定し、高等専門学校の求めに応じてその活動		門学校の活動等を評価します。	ビスの状況」を「地
	等を評価します。		選択的評価事項には、教育活動と関連する側面のみか	域貢献活動等の状
	ただし、選択的評価事項のみの申請はできないほか、		らでは十分に把握することが難しい「研究活動の状況」	況」に修正した。
	選択的評価事項に係る追評価は実施しません。		や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」	
	なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する内容		を評価するための事項を設けており、その事項に関わる	
	等は本大綱の規定に準じます。		各高等専門学校が有する目的の達成状況等について評	
			価を行います。	
			ただし、選択的評価事項のみの申請はできません。	
			なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する基本	
			的な内容等は本大綱の規定に準じます(注)。	
			(注)ただし、選択的評価事項に係る追評価は実施しませ	
			<u>\(\lambda_{\circ} \) \(</u>	
	(削除)	<u>X II</u>	高等専門学校評価基準等の変更手続き	項目の修正に伴い、
			(Xへ移動)	項目番号を削除し
				た。
	(削除)	XII	<u>その他</u>	項目の修正に伴い、
			(※「へ移動)	項目番号を削除し
				た。